

10月号では、「使い方で異なるクレジットカードの支払い方法と手数料」について、ご紹介しました。今月は、「eラーニング講座『マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～』」について、ご紹介します。

eラーニング講座『マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～』

◆マネビタの意味

マネビタとは、「マネー」と「ビタミン」を組み合わせた造語です。身体に必要な不可欠なビタミンを食物から摂り込むように、人生に必要な不可欠なお金の知恵を身に付けていただきたいという願いを込めて名付けられました。

◆eラーニング講座マネビタとは

金融リテラシーに関するeラーニング講座です。金融経済教育に関わる官庁や団体が連携し、有識者の意見を踏まえながら制作した動画教材であり、金融リテラシーに関する基本的な事項を網羅しています。ぜひこの機会に多くの方に受講していただき、「人生100年時代」における夢や目標の実現に役立てていただければ幸いです。

◆受講料

無料です。

◆開講先

株式会社ドコモ gacco が運営する学習 web サイト「gacco」で開講しています。

◆対象

主として大学生および若手社会人

(ただし、「gacco」における所定の登録作業を行えば、誰でも受講が可能です。)

◆内容

以下のテーマに関する基本的な事項の講義動画（19コマ、1コマ10～15分程度、5週に分けて受講）と習熟度確認テスト（各週10問）で構成されています。



テーマ	講義名	講師担当団体
金融と経済を学ぶ	あなたの夢の実現と持続可能な社会の形成に向けて ～なぜ金融リテラシーが必要か？	金融庁
	キャッシュレス決済	金融広報中央委員会
	金利と経済	
	金利の基礎	
ライフプランを描く	生活設計 ～個人で考えよう、家族で話そう将来設計	日本FP協会
	家計管理 ～夢の実現に向けお金の管理方法を学ぼう	
お金を借りる	ローンの基礎	全国銀行協会
	クレジットカード	
	住宅ローン	
	奨学金	日本学生支援機構
お金を増やす	資産運用 ～始める前に	日本証券業協会
	投資リスクの管理（リスクの軽減）	東京証券取引所
	NISA・確定拠出年金	投資信託協会
リスクに備える	生命保険	生命保険文化センター
	損害保険	日本損害保険協会
トラブルを避ける	消費者トラブルに遭わないために～契約の基礎と最近の消費者トラブル事例	消費者庁 (協力:国民生活センター)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ フリマサービスでのトラブルにご注意！
- ◆ 「多重債務無料相談会」を開催します
- ◆ 消費者の皆様へ 宮城県知事及び市町村長からのメッセージ
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2022

11 November
月号

第152号

フリマサービスでのトラブルにご注意！ ～トラブルは当事者間で解決することが求められます～

1 購入者からの相談事例

フリマアプリで中古のデジタルカメラを約3万円で購入した。すぐに商品が届いたので、出品者の評価を行い、取引を完了したが、後日、カメラを使おうとしたら不良個所があり、使用できない商品だった。

アプリの運営事業者に事情を伝えて返金を求めたが、「既に取引が完了しているので対応できない」との回答だった。



2 出品者からの相談事例

フリマアプリでブランドのバッグを約6万円で出品し、購入された。

商品を送ったところ、購入者から「届いた商品は偽物だ。アプリの運営事業者にも偽物だったと伝えた」と言われた。

自分も運営事業者に「正規店で購入した本物に間違いない」と説明したが、運営事業者から「当事者間で話し合ってもらいたい」と言われ、何も対応してくれない。商品も返却されず、代金も受け取れない。

★アドバイス★

- 身辺整理や終活の意識もあり、フリマサービスの利用者が高齢者にも広がっています。
- 購入者のトラブルの多くは、届いた商品の状態をよく確認しないまま、アプリ上で商品受け取りの通知をして取引が完了してしまい、後になって、商品の状態を確認して問題を見つけられています。
- 出品者からの相談では、商品をきちんと発送したにもかかわらず、購入者と出品者の間で、「商品が届かない」「確かに送った」や「偽物だ」「偽物ではない」など、双方の主張が食い違うことからトラブルに発展しています。
- フリマサービスでの取引は、基本的に出品者と購入者との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められていることをよく理解しましょう。利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為等についても理解しておくことが大切です。
- 当事者間で話し合っても、運営事業者に相談しても、交渉が進まない場合は、問題点の整理を行うため、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。

「多重債務無料相談会」を開催します

主催 宮城県多重債務問題対策会議

宮城県では、債務整理や生活再建などを支援するため、**多重債務等に関する無料相談会**を開催します。併せて、借金などで心の健康に不安（よく眠れないなど）がある方を対象に、「心の健康相談」も実施していますので、遠慮なくご相談ください。

- 数社からの借入があり、今後の返済をどうしようか…。銀行ローンの返済もある…。
- 収入の予定が狂ってしまって、住宅ローンもあるし、新たに借入れしないと返済できない。
- 借入は1社だが、額が多くて返済できない…。
- 携帯電話のキャリア決済を使いすぎて、支払いできない…。

このような悩みを抱えている方は、**一人で悩まずに、まずはご相談ください。**

相談は無料、秘密は厳守します。債務の相談は弁護士・司法書士・消費生活相談員、心の健康相談は保健師などが相談に応じます。



＊相談会日程

開催日時	会場	定員		開催時間
		個人の方	事業者の方	
11月26日(土)	県庁	12人	4人	午前9時30分から午後4時30分
11月27日(日)	県庁	12人	4人	
11月28日(月)	県庁	12人	4人	

＊相談会の内容

- 相談時間は一人当たり原則1時間30分とします。

① 消費生活相談員による面談(30分)

② 弁護士又は司法書士による法律相談(30分)

③ 消費生活相談員による事後相談など(30分)

ご希望の方は、相談会の後に「心の健康相談」も受けられます。

1時間30分



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1人あたりの相談時間を短縮する場合があります。

＊お申込方法 事前予約制です。お電話で事前に予約をお願いします。

予約受付期間	令和4年11月1日(火)から11月16日(水)
■個人の方	宮城県消費生活センター 予約用電話番号 022-261-5164 予約受付時間 午前9時から午後5時 (日曜日、祝日は受付を行っていません)
■事業者の方	東北財務局金融監督第三課 電話番号 022-266-5703 予約受付時間 午前9時から正午、午後1時から午後5時 (土曜日、日曜日、祝日は受付を行っていません)

※予約受付期間終了後も、定員に達していない場合は、引き続き予約を受付けます。

借金問題は解決できます！ぜひ、ご相談ください！

消費者の皆様へ

知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組みます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

消費生活センターからのお知らせ

- 宮城県消費生活センターの11月の相談受付日は、下表の○印の日です。
日曜日と祝日は、お休みとなります。

11月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
○	○	休	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	休	○	○	○	休	○	○	○

消費生活相談窓口

ひとりで悩まず まず相談！
消費者ホットライン

い や や
188

最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時（祝日・年末年始除く）



◎各県民サービスセンター相談窓口（相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く）

大河原	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	▶	0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	▶	0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



Facebook
はこちら！



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県
・(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。）